


高知県オフセット・クレジット認証運営委員会 御中
 (事務局:高知県オフセット・クレジット認証センター)

平成 24年 2月 27 日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

高知県オフセット・クレジット(高知県J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
高知県安芸市五位ヶ森 CO2吸収プロジェクト			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	ニッポン高度紙工業株式会社		
住所	〒781-0395 高知県高知市春野町弘岡上 648 番地		
代表者氏名	鎮西 正一郎	代表者役職	代表取締役社長
担当者氏名	岩松 潤二	担当者 所属部署・役職	管理本部付 専任部長
担当者 E-mail	iwamatsu@kodoshi.co.jp	担当者電話番号	0887-35-8500
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	高知東部森林組合		
プロジェクト参加者名	なし		
高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER) 取得予定者			
事業者名(フリガナ)	ニッポン高度紙工業株式会社		
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	高知県 J-VER 制度森林吸収プロジェクトバリデーションチーム		
検証機関名	一般財団法人 日本品質保証機構		

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 (4 ケタ)	KO_ 0008
プロジェクト登録日	平成23年3月28日
プロジェクト概要※1	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】 本プロジェクトは、高知県安芸市に位置する当社の社有林を活用したプロジェクトです。 当該プロジェクト対象地は保安林であり、水土保全林(活用型)森林であるため、間伐による木材生産に適した森林ゾーンとして、生産に伴う適切な施業を効率的に行うとともに、森林の多様な機能が発揮できる森林として管理しています。 森林施業(間伐)につきましては、プロジェクト事業者である高知東部森林組合に委託し、森林整備を行っております。 本プロジェクトでは、森林施業計画書に沿って確実に継続して実施し、CO2 の吸収量を増大させることを目的としています。また、CO2 吸収量を将来的に金銭価値化(クレジット化)させることにより、森林整備に掛かる費用の一部を賄うことで、森林整備及び木材搬出のためのコスト負担を軽減し、間伐の促進を図っていきます。</p> <p>【適格性基準との整合性】 条件1:森林施業計画の認定を受けており森林法第5条に定める森林である。 条件2:森林施業計画単位での申請であり、当該森林はプロジェクト代表事業者が所する社有林である。また、クレジット発行対象期間内に当森林の転用・主伐は計画されいない。さらに2010年10月1日以降の森林施業計画に基づき施業が実施されており、クレジット期間が終了する2013年3月31日までの計画も策定している。 条件3:森林施業計画の認定を受けている。 以上、基準をすべて満たしている。</p> <p>【法令遵守状況】 関連する法律である森林法を順守している。</p> <p>【採用技術】 測定器具(コンパス、樹高測定器等)を用い、モニタリングを実施している。</p> <p>【モニタリング方法】 モニタリング方法ガイドラインに基づき、間伐面積と地位級を確定し、高知県民有林収穫表等を使用し、吸収量を算定している。</p> <p>【GHG 算定式の方法論への準拠性】 森林経営活動によるCO2吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)に関する方法論に準拠している。</p> <p>【モニタリング体制】 プロジェクト事業者である高知東部森林組合が作成した森林施業計画に基づいて、高知東部森林組合がモニタリングを実施し、プロジェクト代表事業者であるニッポン高度紙</p>

※1 プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

	<p>工業株式会社にデータを報告・提出する。ニッポン高度紙工業株式会社は吸収量算定、確認等の役割分担を明確にし、モニタリング報告書を作成している。</p> <p>【QA / QC 体制】</p> <p>モニタリング研修等教育・訓練、情報の保管、データ確認、内部監査、測定機器の維持・管理について適切に実施している。</p> <p>(その他特筆すべき事項)</p> <p>特になし</p>						
モニタリング結果概要 ※2	<p><input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。</p> <p>(その他特筆すべき事項)</p> <p>特になし</p>						
適用モニタリング方法 ガイドライン	<p>オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (森林管理プロジェクト用) Ver.2.1</p>						
適用方法論	方法論番号	R001 Ver. 4.1					
	方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)					
モニタリング結果							
モニタリング期間	2010年10月1日～2011年12月31日						
モニタリング対象面積	37.05ha						
吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	0	0	160	241		401
認証依頼吸収量	401t-CO2 ※3						

※2 モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

※3 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	<p>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】</p> <p>事業者名: <u>ニッポン高度紙工業株式会社</u></p>
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度実施要綱 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された吸収量については、高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="padding-left: 40px;">類似制度名: (例:高知県協働の森 CO2 吸収認証制度)</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された吸収量については、高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された吸収量については、高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された吸収量については、高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="padding-left: 40px;">理由: _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度利用約款及び森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値が高知県オフセットクレジット(高知県 J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

ホームページ
 ホームページ URL: http://www.kodoshi.co.jp/

出版物（環境報告書/定期刊行物）

その他 具体的に: _____

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。
 制度名: _____

その他
 具体的に: _____

ダブルカウント防止措置責任者（プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	

備考欄